

国内誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」及び 国際誌「Progress in Rehabilitation Medicine」の 論文賞の選考と表彰に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第4条第4号の目的を達成するため、国内誌及び国際誌に掲載された論文のうちリハビリテーション医学の発展に寄与する優秀な論文の選考と表彰について定めるものである。

(論文賞の種類)

第2条 論文賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会最優秀論文賞 年間で最も優秀と認められた論文。国内誌及び国際誌それぞれ1編。
- (2) 日本リハビリテーション医学会優秀論文賞 優秀と認められた論文1編。

(対象)

第3条 論文賞の対象は、次のとおりとする。

- (1) 筆頭著者が会員であること。
- (2) 表彰は会員を対象とし、年次学術集会の前年1月から12月の間に国内誌及び国際誌に掲載された原著論文 (original article)、短報であること。

(選考委員会)

第4条 第2条に定める各賞を選定するため、国内誌、国際誌それぞれに論文賞選考委員会を設ける。

- 2 論文賞選考委員会の委員は、国内誌及び国際誌編集委員会の委員がそれぞれ兼務する。
- 3 論文賞選考委員会の運営は、別に定める。

(選考方法)

第5条 論文賞の選考委員会各委員は、別に定める採点基準に従って、国内誌編集委員会委員が国内誌の、国際誌編集委員会委員が国際誌の、最優秀論文賞候補論文1編、優秀論文賞候補論文1編をそれぞれ選考する。

- 2 理事会は、論文賞選考委員会の議に基づき最優秀論文賞各1編、優秀論文賞各1編を決定する。

(表彰)

第6条 筆頭著者に対し、賞状ならびに賞金を本医学会年次学術集会において理事長より授与する。

- 2 賞金額は、最優秀論文賞20万円、優秀論文賞10万円とする。

(公示)

第7条 選考委員会は、選考経過、受賞論文、受賞者を国内誌に公示する。

附 則

本内規は、平成13年1月27日より施行する。
平成20年9月27日より施行する。
平成26年3月15日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。
平成29年12月16日より施行する。
令和6年1月27日より施行する。